

市役所における手続き案内表

- お引越しされる時
- 赤ちゃんが生まれた時
- おくやみの時

○一部オンラインでの申請受付や来庁予約
が可能な手続きもあります。

詳細は伊勢崎市ホームページで確認して
ください。→



https://www.city.isesaki.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/todokede_shomei/tetsuzukinavigation/16306.html

令和6年4月現在
伊勢崎市

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
◆すべての人 ・市内で引越しをされた人は、転居届を提出する必要があります。外国人も、日本人と同様に手続きが必要です。 【届出期間】住み始めた日から14日以内 【届出をする人】本人、世帯主または同一世帯員 ※代理人の届出の場合は委任状と代理人の本人確認書類等が必要です。	・本人確認書類 ・マイナンバーカード (転居された全ての人で、既に交付を受けている人) ・国民健康保険加入者、介護保険加入者、後期高齢者医療保険加入者、福祉医療費受給者の方は下記の関連する手続き一覧をご覧ください。	本館1階1番A窓口 市民課 各支所 市民サービス課	市民課 電話: 0270(27)2726

関連する手続き一覧

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先	
国民健康保険 ◆国民健康保険の被保険者の人 ・国民健康保険証を交換します。 また、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方は、併せて交換を申し出てください。	・国民健康保険証 ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類～以下、お持ちの人～ ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証	本館1階3番窓口 国民健康保険課 各支所 市民サービス課	国民健康保険課 電話: 0270(27)2735	
後期高齢者医療 ◆後期高齢者医療の被保険者の人 窓口での手続きは不要です。 新しい住所地に後期高齢者医療被保険者証を後日郵送します。(概ね1週間程度) 限度額適用・標準負担額減額認定証、「限度額適用認定証、特定疾病療養受療証を既にお持ちの方は併せて郵送します。		本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話: 0270(27)2739	
介護保険 ◆介護保険の被保険者の人 ・保険証を交換します。その際、介護保険施設等に入室される人は、窓口にて申し出てください。	・介護保険証 ・来庁者の本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点)	本館1階5番窓口 介護保険課 各支所 市民サービス課	介護保険課 電話: 0270(27)2742	
国民年金 ◆国民年金・厚生年金を受給している人 ・住所変更の手続きが必要な場合があります。該当者の人には住所変更届出用の書類を渡します。(年金事務所へ提出)		本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話: 0270(27)2741	
お子さまに関すること	◆福祉医療 ・受給資格者証・承認通知書(ピンク色)を交換します。 電子申請をすることができます。本市ホームページから「伊勢崎市>パソコン・スマートフォンによる手続きの案内」と検索し、申請フォームから手続きしてください。受給資格者証等は後日送付されます。	・福祉医療費受給資格者証 ・福祉医療費受給資格者承認通知書	本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話: 0270(27)2740
	◆児童手当 ・住所変更に伴う手続きをしてください。 ※児童手当を勤務先より受給している公務員の方は勤務先で手続きをしてください。	担当課へお問い合わせください。	東館2階28番窓口 子育て支援課 各支所 市民サービス課	子育て支援課 電話: 0270(27)2750
	◆学校 ・住所変更手続きをしてください。保護者を変更する場合は届出が必要です。 また、学校区外転居の場合は転校手続きがあります。ただし、一定期間今までの学校に通学を希望する場合は、指定学校の変更手続きをしてください。	【転校の場合】 ・前の学校の「在学証明書」 ・前の学校の「教科用図書給与証明書」	本館4階40番窓口 学務課 各支所 市民サービス課	学務課 電話: 0270(27)2787
◆未就学児童(入学前年の9月1日以降に転居した場合) ・入学のための変更手続きをしてください。		本館4階40番窓口 学務課 各支所 市民サービス課		
水道 ◆水道を使用している人が違う場所で水道を使用する場合 ・水道の使用を開始または中止する場合は、事前に届出をしてください。契約者が変わる場合も、届出をしてください。 まずは電話でお問い合わせください。		上下水道局 所在地: 連取町1952	上下水道局 料金窓口 電話: 0270(30)1230	
税 ◆市税等の口座振替登録がある人 ・口座振替の登録に変更が必要な場合は収納課にお問い合わせください。		本館2階21番窓口 収納課	収納課 電話: 0270(27)2722	

伊勢崎市から転出される時(市外へのお引越し)

【保存版】

最終更新日: 令和6年4月

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆すべての人</p> <ul style="list-style-type: none"> 伊勢崎市から他の市区町村や海外に引越しをされる(された)人は、転出届を提出する必要があります。外国人も、日本人と同様に手続きが必要です。 【届出期間】転出する日、転出先が決まったらあらかじめ届出を行ってください。転出予定日の1ヶ月前から届出ができます。あらかじめ届出ができなかった場合は、住み始めた日から14日以内に届出を行ってください。 【届出をする人】本人、世帯主または同一世帯員 ※代理人の届出の場合は委任状と代理人の本人確認書類等が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認書類 印鑑登録証(登録されている人のみ) 国民健康保険加入者、介護保険加入者、後期高齢者医療保険加入者、福祉医療費受給者の方は下記の関連する手続き一覧をご覧ください。 	<p>本館1階1番A窓口 市民課 各支所 市民サービス課</p>	<p>市民課 電話:0270(27)2726</p>

関連する手続き一覧

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆国民健康保険の被保険者の人</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証を返還してください。 また、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの方は、併せて返還をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証 ～以下、お持ちの人～ 限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証 	<p>本館1階3番窓口 国民健康保険課 各支所 市民サービス課</p>	<p>国民健康保険課 電話:0270(27)2735</p>
<p>※学生の人の国民健康保険について</p> <ul style="list-style-type: none"> 修学のため市外に転出した人は、引き続き伊勢崎市の国民健康保険が適用される場合があります。窓口で申し出てください。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の国民健康保険証 在学証明書 来庁者の顔写真付きの本人確認書類 世帯主及び対象者のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 		
<p>※施設等に入所した人の国民健康保険について(住所地特例制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別養護老人ホーム、障害者支援施設などの社会福祉施設や医療機関の住所地に転出した人は、引き続き伊勢崎市の国民健康保険が適用されます。窓口までお越しください。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の国民健康保険証 入所(在籍)証明書 来庁者の顔写真付きの本人確認書類 世帯主及び対象者のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 		
<p>◆学生用遠隔地保険証(マル学保険証)が交付された人の扶養義務者の人</p> <p>扶養義務者が転出する場合、マル学の国民健康保険を喪失する手続きをしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の国民健康保険証 来庁者の顔写真付きの本人確認書類 世帯主及び対象者のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 		
<p>◆遠隔地保険証(マル遠保険証)が交付された人の扶養義務者の人</p> <p>扶養義務者が転出する場合、マル遠の国民健康保険を喪失する手続きをしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の国民健康保険証 来庁者の顔写真付きの本人確認書類 世帯主及び対象者のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 		
<p>◆国民健康保険税</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税は月割となりますので、転出する月の前月分まで課税されます。国民健康保険税の納税通知書(税額決定(変更)通知書)は、翌月以降に送付します。世帯主が転出した場合は転出先に送付します。 			
<p>◆後期高齢者医療の被保険者の人</p> <p><県外転出の方は窓口での手続きが必要です。> 新住所地で後期高齢者医療被保険者証の交付を受けるための負担区分証明書を交付します。 ※お手持ちの後期高齢者医療被保険者証はご自身で破棄するか年金医療課に返送してください。</p> <p><県内転出の方は窓口での手続きは不要です。> ※お手持ちの後期高齢者医療被保険者証はご自身で破棄するか年金医療課に返送してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者医療保険証 マイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 来庁者の本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点) ～以下、お持ちの人～ 限度額適用認定証 限度額適用・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証 	<p>本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課</p>	<p>年金医療課 電話:0270(27)2739</p>

※通知カードは、令和2年5月25日時点で交付されており、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り利用可能です。

関連する手続き一覧

	手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
後期高齢者医療	※住所地特例制度について ・特別養護老人ホームや障害者支援施設などの社会福祉施設や医療機関の住所地に転出した人は、転出後も引き続き伊勢崎市の後期高齢者医療保険が適用されます。群馬県外の施設入所等の場合は、年金医療課へご相談ください。	・来庁者の顔写真付きの本人確認書類 ・対象者の後期高齢者医療保険証 ・被保険者のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話:0270(27)2739
	◆後期高齢者医療保険料 ・後期高齢者医療保険料は月割となり、転出する月の前月分までが計算対象となります。後期高齢者医療保険料の変更通知書は翌月以降に、転出先に送付します。			
介護保険	◆介護保険の被保険者の人 ・介護保険証を返却してください。その際、介護認定を受けていた人や介護保険施設等に転出する人は、申し出てください。	・介護保険証 ・マイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・来庁者の本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点)	本館1階5番窓口 介護保険課 各支所 市民サービス課	介護保険課 電話:0270(27)2744
お子さまに関すること	◆福祉医療 ・受給資格者証(ピンク色)を返却してください。また、県内の市町村に転出される場合には、転出先で必要な『福祉医療費受給資格者証交付状況証明書』を発行する手続きがあります。※承認通知書の場合は発行されません。	・福祉医療費受給資格者証 ・福祉医療費受給資格者承認通知書	本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話:0270(27)2740
	◆保育施設 ・保育所等に入所(園)している児童がいる場合は、退所(園)届が必要になりますので、窓口までお越しください。 ・支給認定証が交付されている場合は、支給認定証を返却してください。	・支給認定証(交付されている場合)	東館2階27番窓口 こども保育課 各支所 市民サービス課	こども保育課 電話0270(27)2751
	◆児童手当 ・住所変更に伴う手続きをしてください。 ※児童手当を勤務先より受給している公務員の人は勤務先で手続きをしてください。	担当課へお問い合わせください。	東館2階28番窓口 子育て支援課 各支所 市民サービス課	子育て支援課 電話:0270(27)2750
	◆小中学校の児童生徒 ・学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けてください。2つの証明書は新住所地の市区町村教育委員会に持参し、新しい学校の「学校指定通知書」の交付を受けてください。			
	※転校の手続き ・新住所地の市区町村教育委員会で転校手続きをお願いします。この場合、伊勢崎市教育委員会での手続きはありません。ただし、一定期間今までの学校に通学を希望する場合は、区域外就学の手続きをしてください。		本館4階40番窓口 学務課 各支所 市民サービス課	学務課 電話:0270(27)2787
	◆未就学児童(入学前年の9月1日以降に転出する場合) ・入学校の変更手続きをしてください。		本館4階40番窓口 学務課 各支所 市民サービス課	
	◆水道の使用を中止する人 ・水道の使用を中止する場合は、事前に届出をください。まずは電話でお問い合わせください。		上下水道局 所在地:連取町1952	上下水道局 料金窓口 電話:0270(30)1230
税	◆バイク(125CC以下)または小型特殊自動車を持っている人 ・ナンバープレートを返納し、廃車の手続きをください。新住所地で使用する場合は、新住所地の市区町村で新たにナンバープレートの交付の手続きをください。詳しくは市民税課へお問い合わせください。	・伊勢崎市のナンバープレート ・届出者の本人確認書類 ・標識交付証明書	本館2階20番窓口 市民税課 各支所 市民サービス課	市民税課 電話:0270(27)2715
	◆固定資産税納税義務者 ・国外転出される場合、出国前に納税管理人を設定してください。	詳細はお問い合わせください。	本館2階24番窓口 資産税課	資産税課 電話:0270(27)2719
	◆市税等の課税がある人 ・未納の市税がありましたら、収納課の窓口へご相談ください。※電話で相談できます。		本館2階21番窓口 収納課	収納課 電話:0270(27)2723
	◆市税等の口座振替登録がある人 ・口座振替の登録に変更が必要な場合は収納課にお問い合わせください。			
飼い犬	◆犬を飼われている人 ・転出先市区町村で飼い犬の住所変更を届け出てください。	犬の鑑札(伊勢崎市のもの)を持って 転出先市区町村へ	転出先市区町村窓口	環境政策課 電話:0270(27)2733

※通知カードは、令和2年5月25日時点で交付されており、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り利用可能です。

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆すべての人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の市区町村から伊勢崎市に引越しをされた人は、転入届を提出する必要があります。外国人も、日本人と同様に手続きが必要です。 【届出期間】住み始めた日から14日以内 【届出をする人】本人、世帯主または同一世帯員 ※代理人の届出の場合は委任状と代理人の本人確認書類等が必要です。 	<p>《国内からの転入》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前住所の市区町村で発行した転出証明書(特例を除く) ・本人確認書類 ・マイナンバーカード (転入された全ての人で、既に交付を受けている人) <p>《国外からの転入》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日本人 <ul style="list-style-type: none"> ・入国日が記載されたパスポート(全員分) ・戸籍謄本または抄本(本籍が伊勢崎市の場合は省略可) ・戸籍の附票(本籍が伊勢崎市の場合は省略可) ○外国人 <ul style="list-style-type: none"> ・入国日が記載されたパスポート(全員分) ・特別永住者証明書または在留カード(全員分) 	<p>本館1階1番A窓口 市民課 各支所 市民サービス課</p>	<p>市民課 電話: 0270(27)2726</p>

関連する手続き一覧

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆国民健康保険の被保険者の人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証を交付します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類 	<p>本館1階3番窓口 国民健康保険課 各支所 市民サービス課</p>	<p>国民健康保険課 電話: 0270(27)2735</p>
<p>※学生の国民健康保険について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入前の住所地から、国民健康保険証が引き続き交付される場合があります。窓口で申し出てください。 			
<p>※施設等に入所した人の国民健康保険について(住所地特例制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、障害者支援施設などの社会福祉施設や医療機関の住所地に転入した人は、転入前の住所地から、国民健康保険証が引き続き交付されます。窓口で申し出てください。 			
<p>◆伊勢崎市の学生用遠隔地保険証(マル学保険証)をお持ちの人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マル学保険証を回収し、新しい保険証を交付します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マル学保険証 ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類 ・世帯主及び対象者のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 		
<p>◆伊勢崎市の遠隔地保険証(マル遠保険証)をお持ちの人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マル遠保険証を回収し、新しい保険証を交付します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マル遠保険証 ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類 ・世帯主及び対象者のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 		
<p>◆国民健康保険税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税は月割となりますので、転入した月から課税されます。国民健康保険税の納税通知書(税額決定(変更)通知書)は、翌月以降に世帯主宛に送付します。 			

※通知カードは、令和2年5月25日時点で交付されており、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り利用可能です。

関連する手続き一覧

	手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
後期高齢者医療	<p>◆後期高齢者医療の被保険者の人(75歳以上)</p> <p><県外転入の方は窓口での手続きが必要です。> ※後期高齢者医療被保険者証を後日郵送します。(概ね1週間程度)</p> <p><県内転入の方は手続きは不要です。> ※後期高齢者医療被保険者証を後日郵送します。(概ね1週間程度)</p> <p>県内転入の方で限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証を既にお持ちの方は併せて郵送します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・負担区分証明書 ・マイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・来庁者の本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点)～以下、お持ちの人～ ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 		
	<p>◆後期高齢者医療の被保険者の人(65歳～75歳未満)</p> <p><県外転入の方は窓口での手続きが必要です。> ※後期高齢者医療被保険者証を後日郵送します。(概ね1週間程度)</p> <p><県内転入の方は手続きは不要です。> ※後期高齢者医療被保険者証を後日郵送します。(概ね1週間程度)</p> <p>県内転入の方で限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証を既にお持ちの方は併せて郵送します。</p> <p>※住所地特例制度について 群馬県外から特別養護老人ホームや障害者支援施設などの社会福祉施設や医療機関の住所地に転入した人は、転入後も引き続き前住所地の後期高齢者医療保険が適用されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳等 ・負担区分証明書 ・マイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・来庁者の本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点)～以下、お持ちの人～ ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 	本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話:0270(27)2739
	<p>◆後期高齢者医療保険料</p> <p>・後期高齢者医療保険料は月割となり、転入した月から計算対象となります。後期高齢者医療保険料の通知書は翌月以降に送付します。</p>		本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話:0270(27)2739
介護保険	<p>◆介護保険の被保険者の人</p> <p>・保険証を発行します。前住所地で介護認定を受けていた人は、転入日から14日以内に申請をしてください。また、介護保険施設等に転入した人は、申し出てください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・来庁者の本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点) ・受給資格証明書(お持ちの人のみ) 	本館1階5番窓口 介護保険課 各支所 市民サービス課	介護保険課 電話:0270(27)2744
国民年金	<p>◆国民年金未加入の人</p> <p>・転入時に国民年金に加入している人は手続き不要ですが、会社等を退職、扶養から外れた、海外からの転入などの場合は国民年金への加入手続きが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・来庁者の本人確認書類(顔写真付き1点または顔写真なし2点) 	本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話:0270(27)2741
	<p>◆国民年金・厚生年金を受給している人</p> <p>・住所変更の手続きが必要な場合があります。該当者の方には住所変更届出用の書類を渡します(年金事務所へ提出)。</p>			

※通知カードは、令和2年5月25日時点で交付されており、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り利用可能です。

関連する手続き一覧

	手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
お子さまに関すること	◆福祉医療 ・医療費の助成を受けるための受給資格者証(ピンク色)を発行しますので、転入後14日以内に申請をしてください。 なお、県外からの転入者の人は申請日からの認定となりますのでお早めに手続きをしてください。	・お子さまの保険証 ・県内からの転入…「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」 ・県外からの転入…お子さまの保険証の被保険者のマイナンバーカード又は被保険者の課税状況の確認できる書類(所得課税証明書等)	本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話:0270(27)2740
	◆保育施設 ・前住所地の保育所等または認可外保育所に継続して入所(園)する場合は、再度申込みが必要になりますので、窓口までお越しください。		東館2階27番窓口 こども保育課 各支所 市民サービス課	こども保育課 電話0270(27)2751
	◆児童手当 ・児童手当の申請をしてください。申請は前住所地の転出予定日の翌日から15日以内にしてください。 ※公務員の人(独立行政法人等勤務の人を除く)は勤務先で申請してください。	・請求者名義の預金通帳 ・請求者および配偶者のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書 ・来庁者の本人確認書類(運転免許証等) ・請求者の健康保険証のコピー(参考)など ※詳しくは窓口でお問い合わせください。	東館2階28番窓口 子育て支援課 各支所 市民サービス課	子育て支援課 電話0270(27)2750
	◆小中学校の児童生徒 ・転校の手続きをします。 ※一定期間今までの学校に通学することを希望する場合 ・区域外就学の手続きが必要ですので、前住所地の市区町村教育委員会で手続きをしてください。	・前の学校の「在学証明書」 ・前の学校の「教科用図書給与証明書」	本館4階40番窓口 学務課 各支所 市民サービス課	学務課 電話:0270(27)2787
	◆未就学児童(入学前年の9月1日以降に転入した場合) ・入学校の変更手続きをしてください。		本館4階40番窓口 学務課 各支所 市民サービス課	
水道	◆水道を使い始める人 ・水道の使用を開始する場合は、事前に届出をしてください。 まずは電話でお問い合わせください。		上下水道局 所在地:連取町1952	上下水道局 料金窓口 電話:0270(30)1230
税	◆市税等を口座振替する人 ・納税通知書が届いたら、取扱金融機関で口座振替の手続きをしてください。詳しくは収納課へお問い合わせください。	・預金通帳 ・印鑑(通帳の届出印) ・納税通知書	本館2階21番窓口 収納課	収納課 電話:0270(27)2722
	◆バイク(125CC以下)または小型特殊自動車を持っている人 ・伊勢崎市で使用する場合は、伊勢崎市でナンバープレートの交付の手続きをしてください。車両を前住所地に置いておく、または手放す場合は、前住所地の市区町村へお問い合わせください。詳しくは市民税課へお問い合わせください。	・届出者の本人確認書類 ・他市区町村より交付された廃車申告受付書、または他市区町村のナンバープレートと標識交付証明書	本館2階20番窓口 市民税課 各支所 市民サービス課	市民税課 電話:0270(27)2715
飼い犬	◆犬を飼われている人 ・飼い犬の住所変更を届け出てください。	犬の鑑札(前住所地のもの)	清掃リサイクルセンター21内 環境政策課 所在地:柴町954	環境政策課 電話:0270(27)2733

※通知カードは、令和2年5月25日時点で交付されており、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り利用可能です。

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆すべての人</p> <p>・赤ちゃんが生まれたら出生届を提出してください。</p> <p>【届出期間】赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内 【届出をする人】父、母、もしくは父母両方</p>	<p>・出生届用紙(右側の出生証明書欄に医師の証明が必要です)</p> <p>・母子健康手帳</p>	<p>本館1階1番A窓口 市民課 各支所 市民サービス課</p>	<p>市民課 電話: 0270(27)2726</p>

関連する手続き一覧

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先	
国民健康保険	<p>◆国民健康保険の加入 (赤ちゃんの扶養義務者が国民健康保険に加入している場合)</p> <p>・赤ちゃんの国民健康保険証を交付します。 【届出期間】赤ちゃんが生まれた日から14日以内</p>	<p>・来庁者の顔写真付きの本人確認書類</p> <p>・世帯主のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</p>	<p>本館1階3番窓口 国民健康保険課 各支所 市民サービス課</p>	<p>国民健康保険課 電話: 0270(27)2735</p>
	<p>◆出産育児一時金について <世帯主の人へ> 出産育児一時金の直接支払制度を利用して差額の支給がある人と、直接支払制度を利用しない人は申請してください。 ※出産した人が国民健康保険に加入してから6か月未満の場合、または海外で出産した場合は、出産育児一時金の給付について窓口で相談してください。</p>	<p>・世帯主の預金通帳</p> <p>・直接支払制度の合意文書</p> <p>・領収明細書</p> <p>・産婦の国民健康保険証</p> <p>・世帯主及び産婦のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</p> <p>・来庁者の顔写真付きの本人確認書類</p>		<p>国民健康保険課 電話: 0270(27)2737</p>
	<p>◆国民健康保険税</p> <p>・国民健康保険税は月割となりますので、赤ちゃんが生まれた月から課税されます。国民健康保険税の納税通知書(税額決定(変更)通知書)は、翌月以降に世帯主宛に送付します。</p>			<p>国民健康保険課 電話: 0270(27)2736</p>
	<p>◆国民健康保険の被保険者の人</p> <p>・国民健康保険に加入している人が子を出産した場合、産前産後期間に係る国民健康保険税が免除になる制度があります。免除を受けるためには、原則として市に届け出る必要があります。出産予定日の6か月前から届出できます。 ※出産前に届出済の場合は改めての届出は不要です。</p>	<p>・母子健康手帳</p> <p>・来庁者の顔写真付きの本人確認書類</p> <p>・世帯主及び産婦のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</p>		<p>国民健康保険課 電話: 0270(27)2736</p>
国民年金	<p>◆国民年金加入中の人</p> <p>・国民年金に加入している第1号被保険者の人が子を産出した場合、産前産後期間に係る国民年金保険料が免除になる制度があります。</p>	<p>・母子健康手帳</p> <p>・マイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</p> <p>・年金手帳または基礎年金番号通知書</p> <p>・来庁者の本人確認書類(顔写真付き1点または顔写真なし2点)</p>	<p>本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課</p>	<p>年金医療課 電話: 0270(27)2741</p>
福祉医療制度	<p>◆福祉医療</p> <p>・医療費の助成を受けるための受給資格者証(ピンク色)を発行します。 電子申請をすることができます。伊勢崎市ホームページから「出生した子どもの福祉医療費受給資格者証の電子申請」と検索し、申請フォームから手続きしてください。受給資格者証は後日送付されます。</p>	<p>・赤ちゃんの保険証</p> <p>・赤ちゃんの保険証の被保険者のマイナンバーカード又は所得課税証明書(被保険者の人が1月1日に伊勢崎市にお住まいでない場合に必要になります。お問い合わせください。)</p>	<p>本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課</p>	<p>年金医療課 電話: 0270(27)2740</p>
助成・手当	<p>◆児童手当</p> <p>・児童手当の申請をしてください。申請は出生日の翌日から15日以内に行ってください。</p> <p>※公務員(独立行政法人等勤務の人を除く)は勤務先で申請してください。</p>	<p>《はじめて申請する人》</p> <p>・請求者名義の預金通帳</p> <p>・請求者および配偶者のマイナンバーカード、通知カード(※)、または個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書</p> <p>・来庁者の本人確認書類(運転免許証等)</p> <p>・請求者の健康保険証のコピー(参考)など</p> <p>《現在受給している人》</p> <p>・受給している人の健康保険証のコピー</p> <p>※詳しくは窓口でお問い合わせください。</p>	<p>東館2階28番窓口 子育て支援課 各支所 市民サービス課</p>	<p>子育て支援課 電話: 0270(27)2750</p>
	<p>◆出産祝金</p> <p>・第3子以上を出産した人で、第1子と第2子を現在も養育している人は該当する場合があります。担当窓口にて相談してください。</p> <p>【申請期間】赤ちゃんが生まれた日から90日以内</p>	<p>窓口でおたずねください。</p>		

※通知カードは、令和2年5月25日時点で交付されており、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合に限り利用可能です。

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆すべての人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご家族が亡くなられたときは、死亡届を提出してください。 <p>【届出期間】死亡の事実を知った日を含めて7日以内 【届出をする人】親族、同居者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届用紙(右側の死亡診断書または死体検案書欄に医師の証明が必要です) 	本館1階1番A窓口 市民課 各支所 市民サービス課	市民課 電話:0270(27)2726

関連する手続き一覧

手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
<p>◆国民健康保険の被保険者の人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証を返還してください。 また、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証をお持ちの人は、併せて返還をお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた人の国民健康保険証 ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類 <p>～以下、お持ちの人～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 		国民健康保険課 電話:0270(27)2735
<p>◆葬祭費に関すること</p> <p>喪主の人へ葬祭費の支給がありますので、葬儀終了後に申請してください。 ※亡くなられた人が国民健康保険に加入してから3か月以内の場合は、葬祭費の給付について窓口で相談してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた人の国民健康保険証 ・喪主の人の通帳 ・葬祭を行った事実が確認できる書類(火葬許可証、会葬礼状、死亡者及び喪主が明記されている葬儀領収書など。コピー可) ・来庁者の顔写真付きの本人確認書類 ・喪主の人の住所が市外の場合、喪主の人の顔写真付きの本人確認書類 	本館1階3番窓口 国民健康保険課 各支所 市民サービス課	国民健康保険課 電話:0270(27)2737
<p>◆国民健康保険税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険税は月割となりますので、税額に変更が生じた場合は、翌月以降に世帯主宛に納税通知書(税額決定(変更)通知書)を送付します。 ・世帯主が亡くなられた場合は、亡くなられた人の国民健康保険税の納税を管理する人(相続人代表者)を相続人から指定していただくため、相続人代表者指定の届出をしてください。 ※これまで口座振替を利用して、引き続き口座振替を希望する人は、取扱金融機関で新世帯主名義の口座振替の手続きをしてください。 	<p>～世帯主がなくなれた場合～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相続人の届出をする人の顔写真付きの本人確認書類 		国民健康保険課 電話:0270(27)2736
<p>◆後期高齢者医療の被保険者の人</p> <p>喪主の人へ葬祭費の支給がありますので、葬儀終了後に申請してください。申請書は窓口で発行します。 他市区町村で死亡届を提出した場合は、窓口で申し出てください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた人の保険証 ・喪主の人の通帳 ・葬祭を行った事実が確認できる書類(火葬許可証、会葬礼状、死亡者及び葬祭執行者が明記されている葬儀領収書など) ・来庁者の本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点) 	本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話:0270(27)2739
<p>◆後期高齢者医療保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療保険料は月割となりますので、保険料額に変更が生じた場合は、翌月以降に後期高齢者医療保険料の変更通知書を送付します。 			
<p>◆国民年金加入者に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民年金の手続きについて相談してください。 死亡一時金・寡婦年金・遺族年金が請求できる場合があります。 	担当課へお問い合わせください。	本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話:0270(27)2741
<p>◆年金受給者に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な手続きがありますので相談してください。未支給年金・遺族年金などが請求できる場合があります。厚生年金は年金事務所、共済年金は各共済組合での手続きとなります。 	担当課へお問い合わせください。		
<p>◆福祉医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格喪失の届出が必要です。受給資格者証又は承認通知書(ピンク色)を返却してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療費受給資格者証 ・福祉医療費受給資格者承認通知書 	本館1階4番窓口 年金医療課 各支所 市民サービス課	年金医療課 電話:0270(27)2740
<p>◆介護保険の被保険者の人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険証を返却してください。 また、介護認定を受けていた人や介護保険施設等に入所していた人(住所地特例対象者を含む)は、窓口にお越しください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険証 ・来庁者の本人確認書類(顔写真あり1点または顔写真なし2点) ～住所地特例対象者～ ・亡くなられた人のマイナンバーカードまたは通知カード 	本館1階5番窓口 介護保険課 各支所 市民サービス課	介護保険課 電話:0270(27)2744

関連する手続き一覧

	手続きの内容	用意するもの	窓口	問い合わせ先
お子さまに関すること	◆児童手当 ・受給者変更の手続きをしてください。手続きは受給者が亡くなった日の翌日から15日以内に行ってください。 ※児童手当を勤務先より受給している公務員の人は勤務先で手続きをしてください。	担当課へお問い合わせください。	東館2階28番窓口 子育て支援課 各支所 市民サービス課	子育て支援課 電話:0270(27)2750
	◆小中学校の児童生徒 ・保護者が変更になる場合は手続きをしてください。		本館4階40番窓口 学務課 各支所 市民サービス課	学務課 電話:0270(27)2787
水道	◆水道の契約者や所有者の変更がある人 ・水道の契約者や所有者が変わる場合は、変更の届出をしてください。 まずは電話でお問い合わせください。		上下水道局 所在地:連取町1952	上下水道局 料金窓口 電話:0270(30)1230
税	◆市・県民税が課税されている人 ・亡くなった人に代わって、市税の納税を管理する人(相続人代表者)を相続人から指定していただくため、市・県民税に係る相続人代表者指定の届出をしてください。			市民税課 電話:0270(27)2717
	◆バイク(125CC以下)または小型特殊自動車を持っている人 ・所有者が変わった場合は名義変更の手続きをしてください。また、車両を手放す場合はナンバープレートを返納し、廃車の手続きをしてください。手続きの際は、相続人であることを確認できる書類(戸籍謄本など)が必要な場合があります。詳しくは市民税課へお問い合わせください。	〈名義変更〉 ・届出者の本人確認書類 ・標識交付証明書 ・相続人以外へ名義変更する場合、相続人の譲渡証明書 〈廃車〉 ・ナンバープレート ・届出者の本人確認書類 ・標識交付証明書	本館2階20番窓口 市民税課 各支所 市民サービス課	市民税課 電話:0270(27)2715
	◆固定資産(土地・家屋)を持っている人 ・亡くなった人に代わって、市税の納税を管理する人(相続人代表者)の届出と現所有者(相続人)の申告をしていただくため「相続人代表者届出書兼固定資産現所有者申告書」の提出をしてください。	詳細はお問い合わせください。	本館2階24番窓口 資産税課	資産税課 電話:0270(27)2719
	◆納税している人(納税義務者・納税管理人・相続人代表等) ・亡くなった人の口座から市税等を口座振替していた場合は、口座凍結等により口座振替ができないことがあります。振替口座を変更する場合は、取扱金融機関で手続きをください。お手続きには、預金通帳、印鑑(通帳の届出印)、納税通知書が必要です。詳しくは収納課へお問い合わせください。 ・亡くなった人の課税状況を確認し、今後の納税のご案内をさせていただきます。		本館2階21番窓口 収納課	収納課 電話:0270(27)2722
農地	◆農地を相続した場合 ・相続(遺産分割及び包括遺贈を含む)により、農地の権利(所有権や賃借権等)を取得した人は、農業委員会への届出書の提出が必要です。	担当課へお問い合わせください。	北館3階 農業委員会事務局	農業委員会事務局 電話:0270(27)2783
飼い犬	◆犬を飼っていた場合 ・飼い主の変更を届け出てください。	詳細はお問い合わせください。	清掃リサイクルセンター21内 環境政策課 所在地:柴町954	環境政策課 電話:0270(27)2733
墓地	◆墓地の経営者または管理者だった場合 新たに経営者又は管理者となった方を届け出てください。 ※寺院や霊園などの墓地を永代使用しているなど、亡くなった方が経営者や管理者でない場合、手続きは不要です。	詳細はお問い合わせください。	清掃リサイクルセンター21内 環境政策課 所在地:柴町954	環境政策課 電話:0270(27)2733
森林	◆森林の土地を所有していた場合 新たに所有者となられる方の届出をしてください。	詳細はお問い合わせください。	清掃リサイクルセンター21内 GX推進課 所在地:柴町954	GX推進課 電話:0270(27)5596